

市の補助金【いずれも要申請】 (新婚・子育て世帯、起業者、中小企業など)

TOPICS_01

特にお知らせしたいこと

新婚世帯、若者・子育て世帯などへの支援

■ 結婚新生活支援事業 ～ハッピーウェディング応援制度～

市内で新生活をスタートさせる新婚世帯のスタートアップ費用を支援します。

対象 = 夫婦とも 39 歳以下で世帯所得 500 万円以下の世帯 (パートナーシップ宣誓者*も対象)

対象経費・補助額 = 住宅取得費、リフォーム費用、住宅賃貸費用 (敷金礼金、仲介手数料、家賃 1 カ月分、共益費 1 カ月分)、引っ越し費用 / 上限 30 万円 (夫婦とも 29 歳以下の場合は、上限 60 万円)

申請期間 = 6 月 1 日～6 年 3 月 31 日

*性的マイノリティパートナーシップ宣誓制度

日常生活で相互に協力し合い、継続的に共同生活を行う人生のパートナーであることを宣誓し、市が 2 人の宣誓を公的に証明するものです。
(三田市は令和元年 10 月 11 日から導入)



■ 住み替え支援補助事業～「住みかエ〜ル」補助制度～

市内で新築・中古住宅 (5 年 4 月 1 日以降に契約締結し、登記完了した一戸建て・マンション) を購入する市内・市外の若者世帯などを対象に住み替え費用の一部を補助します。



対象 = 次の①～③いずれかに該当する世帯

①若年世帯 (夫婦および内縁関係、パートナーシップ宣誓者で、満年齢の合計が 80 歳未満) ②子育て世帯 (18 歳以下の子どもがいる) ③若年独身者 (40 歳未満の単身者)

補助額 = 住み替えにかかる経費の 10 分の 1 (基礎額上限 10 万円) に加え、市外からの転入の場合は 5 万円、市街化調整区域の場合は 5 万円を加算

申請期間 = 4 月 1 日～6 年 3 月 31 日

申し込み・問い合わせ = 若者のまちづくり課 (559-5041 FAX 563-1366)

起業・創業者、中小企業などへの支援

■ 「チャレンジショップ応援事業補助金」 事業立ち上げ時にかかる経費の一部を補助!

地域の賑わい創出・活性化や市民生活の利便性を向上させる事業を開始する起業家に、事業立ち上げ時にかかる経費 (テナント家賃、備品、広告宣伝費など) の一部を補助します。

対象 = 次の①②いずれかに該当する人

①今年度中に市内で起業しようとする人
②申し込み日の前 1 年以内に市内で起業した人

申し込み = 5 月 1 日～6 月 9 日、申請書を窓口、郵送、e メール (sangyo@city.sanda.lg.jp) のいずれかで下記 ※申し込み後、審査を行います



■ 商店街などのイベント開催費や改修費を補助!

対象事業 = ①商業団体が、商店街や地域の活性化のために開催するイベント (原則屋外イベント、販売促進を目的とするイベントを除く) ②アーケード、街路灯などの共同施設の設置・改修など

補助金額 = ①事業費の 2 分の 1 (1 団体あたり上限 35 万円) ②事業費の 10 分の 3 (市予算の範囲内)

申し込み = 5 月 26 日まで

■ オールドニュータウン商業施設等空き区画活用 支援事業補助金

入居開始から 30 年以上が経過し、人口減少や高齢化が進むフラワータウン地区、つつじが丘地区内の賑わい創出・活性化を図るため、商業施設等の空き区画での新店舗開設などに必要な経費の一部を補助します。

対象 = フラワータウン地区、つつじが丘地区内の商業施設などの空き区画に係る賃貸借契約を締結する人

申し込み = 申請書を窓口、郵送、e メール (sangyo@city.sanda.lg.jp) のいずれかで下記



■ 「産業フェア等出展奨励金」販路拡大を支援!

地域産業の活性化を促進するため、販売促進や販路拡大を目指す市内中小企業者に、産業フェアや展示会などへの出展料の一部を補助します。

対象経費 = 市外で開催される展示会、商談会などのイベントへの出展料

申し込み = 申請書を窓口、郵送、e メール (sangyo@city.sanda.lg.jp) のいずれかで下記 ※事前の申請が必要



申し込み・問い合わせ =

〒669-1513 三輪 2 丁目 1-1 市役所本庁舎 5 階 産業政策課 (559-5085 FAX 559-5024)

子ども同士が「学び合い、高め合える」学校規模を

TOPICS_03

特にお知らせしたいこと

人口減少と少子化の影響を受け、三田市の市立小中学校の児童生徒数は平成10年度の15,515人をピークに減少しており、令和5年4月現在8,772人です。

市教育委員会では学校の小規模化に伴う諸課題について、子ども同士が「学び合い、高め合える」教育環境を保障するため、小学校では12～18学級、中学校では9～18学級が望ましい学校規模と考え、学校再編の取り組みを進めています。

■再編の検討対象となるエリア ※下表参照

- ①上野台、八景新設中学校区内の小中学校
(志手原、小野、高平、母子、松が丘)
- ②長坂、藍中校区内の小・中学校
(中学校：長坂、藍／小学校：本庄、広野、藍、つつじが丘)
- ③フラワータウン内の小・中学校
(中学校：狭間、富士／小学校：武庫、狭間、富士、弥生)

■別表 5年度市立学校児童生徒数、学級数一覧(5年4月11日時点) 通常=通常学級、特支=特別支援学級

学校名	児童生徒数 (内=1年)	学級数		学校名	児童生徒数 (内=1年)	学級数		学校名	児童生徒数 (内=1年)	学級数	
		通常	特支			通常	特支			通常	特支
八景中	514(169)	15	3	藍中	150(48)	6	2	ゆりのき台中	739(267)	20	4
三田小	664(94)	19	7	藍小	74(18)	6	2	あかしあ台小	532(78)	18	4
三輪小	395(75)	13	3	つつじが丘小	184(25)	7	2	学園小	240(46)	9	2
松が丘小	128(24)	6	2	狭間中	352(125)	11	3	ゆりのき台小	1,126(182)	34	5
上野台中	90(33)	3	3	武庫小	478(78)	16	4	ひまわり特(中)	6(3)	2	
志手原小	62(13)	6	1	狭間小	217(35)	8	2	ひまわり特(小)	7(0)	3	
小野小	35(3)	3	3	富士中	257(102)	7	3	中学校計	2,792(978)	82	24
高平小	99(12)	6	1	富士小	289(33)	11	3	小学校計	5,980(908)	220	54
母子小	13(2)	3	0	弥生小	127(18)	6	1	小・中学校合計	8,772(1,886)	302	78
長坂中	110(33)	3	3	けやき台中	574(198)	15	3	ひまわり特(高)	3(0)	2	
本庄小	42(9)	4	2	すずかけ台小	359(50)	13	3	合計	8,775(1,886)	304	78
広野小	210(28)	7	3	けやき台小	699(85)	22	4				

※小学校通常学級で6学級に満たないところは複式学級(例：2学年で1学級を編成)を導入しています。

※ひまわり特=ひまわり特別支援学校、(中)=中学部、(小)=小学部、(高)=高等部

■小学校再編の取り組み(富士、弥生小学校)

4年6月からフラワータウン地区内にある4小学校2中学校では、保護者や地域の方も参加した「学校のあり方検討会」を設置し、小規模化の課題や再編統合に関する意見の聞き取りを行いました。

これを受け、市は特に小規模化が進む富士・弥生小学校についてその課題解消を図るため、学校再編に向けて取り組むことを同年12月の総合教育会議で決定しました。

5年2月には富士小学校と弥生小学校区内の保護者、地域の代表などで組織する「地域協議会」を設置し、協議を開始しています。

—富士・弥生小学校再編にかかる住民説明会—

日時=5月13日(土)15時～16時30分

場所=フラワータウン市民センター

※申し込み不要(手話通訳・要約筆記を希望する人は、5月8日までに下記へお申し出ください)



■中学校再編の取り組み(上野台、八景中学校)

両校の保護者、地域住民による地域協議会を設置し協議を重ね、3年12月に統合(新設)に賛同する「最終まとめ」をいただき、4年3月の総合教育会議で再編に向けて進めることを正式決定しました。

新設する学校は市内で最も広い校区となる中学校です。両校区の生徒にとってより良い教育環境となるよう、現在新設校を設置する候補地の選定を慎重に進めています。

候補地の選定にあたり、より専門性のある客観的な観点から検討を進めるため、今年度、外部機関へ調査を委託し、土地の現況や通学の安全性・利便性、土地利用の法的条件などについて比較し、候補地を絞り込みます。今後の学校再編のスケジュールなどは、候補地を選定後、お知らせします。

問い合わせ=学校再編課(559-5558 FAX 563-1343 eメール ksaihen@city.sanda.lg.jp)

新型コロナウイルス関連情報

TOPICS_02

特にお知らせしたいこと

(4月20日現在)

5月8日～8月まで、65歳以上の人と基礎疾患のある人などへの新型コロナウイルスワクチン「5年春開始接種」を実施します(昨年秋から実施している「4年秋開始接種」は5月7日で終了します)。最新の情報は市HPをご覧ください。



5年春開始 新型コロナウイルスワクチン接種



■市内医療機関での個別接種のみです。(集団接種は実施しません)

■5年春開始接種は5月～8月の期間で1回接種します。開始当初は接種希望者が多いことも予想されますので、計画的な接種をおすすめします。

対象=初回接種(1・2回目)が終了した人で前回の接種から3カ月を経過した①または②の人

- ①65歳以上の人
- ②5歳～64歳の人で次のいずれかに該当する人
 - 基礎疾患のある人
 - その他重症化リスクが高いと医師が認める人
 - 重症化リスクが高い人が集まる場所でサービス提供する医療機関・高齢者・障害者施設などの従事者

接種券=対象者のうち未使用の「予防接種済証」「予防票」一体型接種券をお持ちの人は、その接種券を利用し、ワクチン接種を受けることができます。オミクロン株対応ワクチン(BA.1またはBA.4-5)もしくは4年11月8日以降にノババックスを受けた人には、順次、一体型接種券を発送します。

接種券発送時期=5歳以上の人でオミクロン株対応ワクチン接種完了から3カ月経過した人へ、基礎疾患の有無に関わらず前回の接種時期に応じて順次発送



【64歳以下の人へ】

5年春開始接種の対象は「基礎疾患のある人や医療従事者などのみ」です。※今回は接種対象外の人、9月からの秋開始接種では対象となります。未使用の接種券をお持ちの場合は、大切に保管してください。

▼接種券発送スケジュール

前回接種日	発送予定日
4年11月までに接種した人	5月1日
4年12月までに接種した人	5月15日
5年2月までに接種した人	5月29日

■初回接種、小児オミクロン株対応ワクチン追加接種は5月以降も継続

- ①初回接種=6年3月31日まで継続
 - ②小児オミクロン株対応ワクチン=8月31日まで継続
- 対象=①生後6カ月以上 ②基礎疾患などが無い5歳～11歳(初回接種が終了した人で小児オミクロン株対応ワクチン未接種者に限る) ※接種券を紛失された人は、専用コールセンターへお問い合わせください。

問い合わせ

三田市新型コロナウイルスワクチン
専用コールセンター

☎ 0120-274-008

FAX 0120-263-047

※電話受付は月曜～金曜9時～17時30分(祝日を除く)



5月8日から「5類感染症」に移行

5月8日から新型コロナウイルス感染症は感染症法上の位置付けが季節性インフルエンザと同等の「5類感染症」に変わります。それに伴い、発熱外来や入院などの医療提供も新体制へ移行します。

■自己負担の考え方

外来診療の医療費は原則自己負担とし、高額の治療薬のみ9月末までは公費負担を継続する予定です。10月以降の取り扱い他疾患との公平性や薬価情報をふまえて、国において今後検討されます。

■発熱時の受診

外来診療は、原則としてインフルエンザなど他の疾病と同様となることから、発熱などで受診する場合にも幅広い医療機関で診療を受けることができるようになります。

■自宅療養者支援の終了

兵庫県が実施している自宅療養者支援(健康観察やパルスオキシメーターの貸し出し、抗原検査キットの配送など)は5月7日で終了します。

マイナンバーカード

平成28年1月からマイナンバーカードの交付が始まり、7年が経ちました。本市のマイナンバーカード交付率は74.22%（3月末現在）と全国平均の67.02%を大きく上回っています。また、マイナンバーカードの交付申請件数（全国）は運転免許証を超え、顔写真付きの本人確認書類としては日本で最も普及が進んだ証明書となっています。現在、コンビニエンスストアなどで行える各種証明書の取得やスマートフォンとの組み合わせなど、利活用シーンが広がっています。今回は、暮らしの中でマイナンバーカードが使える場面を紹介します。



マイナンバーカードが使える場面

■ スマホから各種証明書の申請

スマートフォンをマイナンバーカードにかざして認証し、オンラインで証明書の申請ができます（住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍謄本、所得・課税証明書など）



■ コンビニで各種証明書の取得

住民票の写し、印鑑登録証明書、所得・課税証明書がコンビニエンスストアで取得できます。窓口での交付に比べ手数料が100円引きとなり、お得に利用できます



■ 図書館カードとして利用



マイナンバーカードで本が借りられます



■ 転出届もオンラインで

スマートフォンで転出届と転入予定連絡ができます



■ 健康保険証としても利用できます



利用できる医療機関が増えてきています（詳細は市HP▶）



■ ふるさと納税ワンストップ特例申請



4年9月からスマートフォンなどで申請できます（ワンストップ特例申請のオンライン化）



■ 民間のオンラインサービス

口座開設手続きをはじめ、民間のオンラインサービスでもマイナンバーカードの利活用シーンが増えています

今後も順次広がっていきます

「さんだ里山スマートシティ」の取り組みでは、市民の皆さんの暮らしがより便利で豊かになるよう、デジタル技術やデータの利活用を推進しています。マイナンバーカードはデジタル社会の推進に有効なツールです。国は、今後のデジタル社会の中で「マイナンバーカードはパスポートのような役割を果たしていくことになる」と示しており、暮らしが便利になる利活用シーンが着実に増えてきています。

▼今後の広がる活用シーン

健康保険証と
一体化

運転免許証と
一体化

民間ビジネスでの
さらなる利用促進

オンライン市役所
サービスの拡充

各種行政
窓口サービス

マイナンバーカードの申請方法

①自分で申請

個人番号通知書や通知カードに同封されている交付申請書などを用いた郵送申請やパソコンやスマートフォンによるオンライン申請ができます。



②窓口で「申請サポート」を利用

市職員が申請をお手伝いします。運転免許証など本人確認書類をお持ちのうえ、市役所窓口（本庁舎1階）へ。

マイナポイントの申し込みは9月末まで

最大2万円分のポイントが付与されるマイナポイント。9月末まで申請を受け付けています。

まだの人はお早めにお申し込みください。

対象 = 5年2月末までにマイナンバーカードの交付申請を済ませた人



問い合わせ = マイナンバーカードの申請・交付：市民課個人番号カード交付担当（559-5104 FAX 559-5114）
スマートシティ施策全般：スマートシティ推進課（559-5096 FAX 562-3555）